

[事案 28-84] 入院給付金支払等請求

・平成 29 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

告知にあたり、募集人から不告知教唆があったことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 7 月に契約した医療保険について、平成 25 年 10 月から平成 26 年 1 月にかけて切迫早産により入院したため、保険会社に入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除され、入院給付金が支払われなかった。

しかしながら、本件契約の告知時に、妊娠初期であることを募集人に伝えたが、募集人から、妊娠に気付かない人もいる週数だから告知しなくても問題ないと言われ、告知しないよう指示されたため、契約解除を取り消し、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、妊娠が判明した直後に当社のインターネットサイトから医療保険の申込みを行い、手続きが完了できなかつたのでコールセンターに問い合わせているが、この際、オペレーターの質問に対して通院はしていないと回答していた。
- (2) 申立人は、入院給付金請求後の当社の調査において、募集人が不告知教唆をしたという申出をしておらず、当社が告知義務違反により契約を解除した後に初めてそのような申出がなされた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の取消しを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。